

相続預金と払戻

弁護士 小原 路絵

第1 はじめに

相続問題にからんで相続預金の払戻が問題になるケースは非常に多い。金融機関においては、払戻後の共同相続人間での紛争により金融機関が2重払いの危険を負うことを恐れて、払戻において、共同相続人全員の同意を徴求しているところが多い（以下「全員払い」という。）。

では、遺産分割前に、共同相続人全員の同意が揃わない場合、各法定相続分に基づいて相続預金の一部の払戻（以下「一部払い」という。）を求めることはできないのか。

第2 相続預金の法的性質

共同相続した預金債権の帰属態様については、当然分割債権説（共有説）、不可分債権説、合有債権説、準共有債権説の対立がある。

この点、判例は、預金債権は、預金者の金融機関に対する可分債権（金銭債権）であり、預金者の死亡により、当然に分割債権として相続人に承継されるとして、当然分割債権説（共有説）の立場を取っている。他方、学説においては、合有説の立場を取っているものも多く、この立場に立てば、債権の行使は全員によってこれをなすことになる。

判例の立場に立てば一部払いが認められやすくなるが、学説の立場に立てば全員払いが要求されることになる。

第3 金融実務

金融機関においては、相続放棄、遺贈、相続人の欠格事由等、相続分に影響を及ぼす諸事情の確認が困難であることや、定期預金の一部支払などの事務処理上の困難さから、最初に述べたように、共同相続人全員の同意を徴求する全員払いという合有説に近い対応が取られてきた。

上記金融機関の対応は、金融機関が合有説の立場を取っているというよりも、金融機関のリスク回避のための極めて合理的要請から来ているものと考えられる。

第4 裁判例

1 名古屋高判昭和53年2月27日（判時898.64）

相続した預金の払戻請求は相続人全員でなければ

ならないとする事実たる慣習が存在することを認めたとで、被相続人が右慣習によることの意味を有していなかったとして、相続人の一部の者からの各相続分についての支払請求を認容した。

当該裁判例は、一部払いを認めてはいるものの、全部払いを行うことを事実たる慣習として認定している。しかし、通常全員払いによるという事実たる慣習が存在するかどうか、預金者もしくは相続人が認識しているとは考えられず、一部払いを認めるかどうかを当事者の意思いかんにかからしめている点は、疑問である。

2 東京高判平成7年12月21日（金融法務事情1445.56）

相続人が遺産である銀行預金債権及び証券会社に対する預託金債権を遺産分割協議前に共同相続人全員の同意無くして各人の相続分に応じて請求できると判示した。

3 東京地判平成15年1月17日（金融商事判例1170.49）

金融機関が主張した全員払いの事実たる慣習が存在することを否定し、共同相続人の一部の者が銀行に対し預金等についてその相続分に応じた払戻請求をすることは認められると判示した。

第5 検討

1 上記第4においては、一部払いを肯定している裁判例を摘示した。このうち2の判決の原審（東京地判平成7年3月17日、金融商事判例975.33）は合有説をとり遺産分割前的一部払いを否定したが、この判断は、上記の通り、高裁で覆され、確定している。

一部払いを認めた最高裁判例は見当たらないものの、以上の判例をみれば、近時の判例において、銀行預金に関しては、ほぼ一部払いを認めることで判例の流れが固まってきたといえるのではないだろうか。

2 しかし、金融機関としては、遺産分割前に一部払いを行うことについてリスクが払拭されたわけではなく、その払戻においては、民法478条の準占有者の弁済により金融機関が救済されるかどうかの検討が必要である。

金融機関が民法478条で救済されるには、善意無過失が要求されており、何らの調査も行わず払い戻すことはできない。

この点、一部払いの請求を受けた際の金融機関の対応として、一応遺言がないか、相続人の範囲に争いがないか、遺産分割の協議が調っていないか等の資料の提出を求めることは不当ではないが、預金の

払戻請求をした相続人が、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割の協議が調っていない事情を説明したときは、金融機関は一部払いに応じるべきとした裁判例がある（東京地判平成8年2月23日、金融法務事情1445.60）。また、古い裁判例ではあるが、遺言の有無の確認については、払戻請求をした相続人に一応確かめれば足り、それ以上特別の調査をする義務はないとしたものもある（東京高判昭和43年5月28日、金融法務事情515.26）。

金融機関として、リスク回避のため、一定の資料の提供を求めることが必要であり、その要求は一定程度許容されるが、全員払いを徹底することは行き過ぎといえよう。

慎重な金融機関としては、判決で一部払いが認められない限り一部払いを行わないというところもあるかもしれないが、相続人としてもいきなり訴訟ではなく、一定の資料を提供して金融機関との交渉から始めることが肝要ではないかと思われる。

- 3 なお、当然分割債権説により、預金債権が当然分割され、遺産分割の対象とならないことを前提としながら、共同相続人全員が預金債権を遺産分割協議の対象とすることに合意した場合は、上記債権は合有債権に転化したものとして処理すべきであるが、遺産分割協議の対象とする合意の成立または合意が成立する可能性がない場合は、法定相続分の払戻請求ができたとした裁判例がある（東京地判平成9年5月28日、金融商事判例1033.36）。

とすれば、金融機関として、当事者が預金債権を遺産分割の対象とすることに合意しているかどうかについても確認を行うことが必要である。

- 4 さらに、仮に金融機関が無権限者に払い戻した場合であっても、債権者が金融機関でなく、無権限者に請求した場合に、無権限者が民法478条で金融機関の払戻の無効を主張し、債権者に金融機関へ請求するよう主張することは信義則に反するとした裁判例がある（最高裁判決平成16年10月26日、金融商事判例1209.28）。

第6 郵便貯金

これまで、銀行等の預金債権について述べてきたが、日本郵政公社の郵便貯金、とりわけ定額貯金についてはどうか。郵便法貯金7条（「定額郵便貯金・・・分割払戻しをしない条件で・・・預入するもの」）の解釈が問題となる。

- 1 東京地判平成10年2月13日（金融法務事情1547.61）

定額貯金についても、分割払戻禁止の規定が法律

上当然分割される場合にまで及ぶものでないとして一部払いを認めた。

- 2 東京地判平成13年8月31日（訟務月報48巻9号2116頁）

定額貯金が同法57条1項により通常郵便貯金となった後、10年経過した場合について、分割払戻しの認められないいわゆる睡眠貯金（同法40条の2第1項）となったとして、相続人の自己の持分のみの分割払戻請求が排斥された。

- 3 最高裁決定平成13年3月23日（訟務月報48巻6号1461頁）

共同相続人が全員一致して払戻を請求しない限り払戻は認められない。

- 4 東京地判平成15年1月20日（金融商事判例1170.45）

定額郵便貯金の預金者の共同相続人の一人が国に対して貯金の法定相続分について払戻請求をすることはできない。

- 5 以上より、郵便貯金については、上記1の裁判例以外、一部払いを否定しており、一部払いの請求は難しいものと考えられる。

以上

【参考文献】

- ①佐伯聡「相続預金の払戻し」銀行法務21No.645（2005年4月号）23頁
- ②谷口知平他編「新版注釈民法（27）相続（2）」（株）有斐閣発行（平成元年8月10日初版第1刷）、7頁
- ③前田庸他監修「銀行窓口の法務対策3300講【上巻】」（社）金融財政事情研究会発行（平成16年12月24日第1刷）、276頁